

1 議案名

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正されることに伴い、会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合を改める必要がある。

教 職 員 課

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

教職員課

1 規則改正の理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正されることに伴い、会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合を改める必要がある。

2 規則改正の概要

勤勉手当の成績率の引上げ

徳島県学校職員給与条例が適用される教職員の給与改定に準じ、会計年度任用学校職員の勤勉手当の成績率を12月期で「0.05月分」引上げ、年間2.10月分とする。

	6月期	12月期	年計
現 行	1.025 ^月	1.025 ^月	2.05 ^月
改 定 後	1.025	<u>1.075</u>	<u>2.10</u>

3 施行期日等

公布の日から施行（令和6年12月1日適用）

条例等立案表

<p>題名 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教職員課</p> <p>担当者名 池田晋平</p> <p>電話番号 三一二六</p>
<p>提案(制定)理由 徳島県学校職員給与条例の一部が改正されることに伴い、会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合を改める必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合について、勤務成績が良好な会計年度任用学校職員を百分の百四・五以上百分の百七・五以下等とすることとした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。 三 一については、令和六年十二月一日から適用することとした。</p>	
<p>関係法規 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和六年徳島県条例第 号)</p> <p>予算上の措置</p>	
<p>法令審査会 <input type="checkbox"/>要・否</p>	<p>パブリックコメント 実施・省略・<input type="checkbox"/>対象外</p>

徳島県教育委員会規則第

号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月

日

徳島県教育委員会教育長

中

川

斉

史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二号中「百分の九十九・五」を「百分の百四・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三号中「百分の九十一」を「百分の九十六」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「会計年度任用学校職員給与規則」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用学校職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

改正案	現行
<p>第十五条の五 フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、委員会が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百七・五超 二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百四・五以上百分の百七・五以下 三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十六以下 	<p>第十五条の五 フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、委員会が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百二・五超 二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十九・五以上百分の百二・五以下 三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十一以下